



六交航第 174 号
令和 2 年 9 月 15 日

中国地方海運組合連合会会長 殿

第六管区海上保安本部
交通部長 中西 健二



橋梁への衝突防止に係る注意喚起について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、海上保安業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成 30 年 10 月 22 日に発生した大島大橋への船舶衝突事故を契機とした衝突防止対策に関しまして、同年 11 月 7 日付六交航第 84 号をもって依頼させていただきましたが、貴台におかれましては、取り扱われる船舶に対しまして橋梁衝突防止にかかる注意喚起やご指導をいただいているものと思います。こうしたご尽力によりまして、事故後、これまで橋梁衝突を引き起こす船舶の大島大橋への接近事案はありませんでした。

一方、当管区におきましても、大島大橋を含む管内七つの橋梁の周辺海域を A I S にて監視しており、衝突が懸念される一定の長さ以上の船舶が接近した場合に海上交通センターから V H F 無線電話等により注意喚起する取り組みを実施しているところです。

こうした中、今般、橋桁の高さを超えるマスト高の外国船舶が大島大橋橋梁下を航行しようとする事案が発生しました。幸い、海上交通センターからの注意喚起により、事前に衝突事故を回避することができましたが、もし乗組員が V H F 無線を聴取してなく情報提供が遅れるなどした場合、同種事故を再発させてしまう恐れがありました。

この種事案を防止するためには、先ずは、こうした船舶が航海計画策定において大島大橋下を通らない適切なルートを選択することが肝要であることから、関係船舶に対して橋梁衝突防止のための注意喚起を今後も徹底していく必要があると思っております。

つきましては、貴台が取り扱われる船舶に対しまして、航海する際には最新の海図等で橋梁の高さや水深等を確認するなど、水路調査を十分に行い、自船が航行可能であるかどうかの確認について、引き続き、ご指導いただきますようお願いいたします。